

社会福祉法人産山村社会福祉協議会

役員等の報酬等及び費用弁償の支給
に関する規程

13

社会福祉法人産山村社会福祉協議会

役員等の報酬等及び費用弁償の支給に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人産山村社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第10条及び第25条に基づき、社会福祉法人産山村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬等及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、評議員をいう。

(報酬等)

第3条 役員等の報酬等は、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、その職務のため、本会の理事会、評議員会、監査、その他の会議に出席したときは、費用弁償として日額1,000円を支給する。

2 役員が前項の会議出席以外の職務を行ったときにおける費用弁償は、同項の例によることができる。

(村行政機関選出役員等の特例)

第5条 村行政機関及び議会から選出される役員等に対しては、第3条及び前条の規定にかかわらず、報酬等及び費用弁償は支給しない。

(旅 費)

第6条 役員等が職務のため出張したときは、産山村社会福祉協議会役員・職員等の旅費支給規程に基づき、旅費を支給する。

(公 表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬等及び費用弁償の支給に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年度会計年度にかかる定時評議員会の日から施行する。
- 2 社会福祉法人産山村社会福祉協議会非常勤役員等の費用弁償及び旅費に関する規程（平成23年4月1日）は、廃止する。